

●香川県告示第36号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項に規定する指定区域を指定したので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成20年2月5日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定区域（廃止済産業廃棄物最終処分場）

指定番号	所在地	埋立地の区分
香産一11	坂出市林田町字洲鼻前2851番1、2851番44、2851番45、2851番48、2851番50、2851番76、2851番78、2851番90、2851番117、2851番118、2851番119、2851番120、2851番147、2851番148、2851番242、2851番243	政令第13条の2第3号ロ
香産一12	三豊市高瀬町上麻字善能寺乙895番1、乙895番2、乙895番4、乙895番10、乙896番1、1890番1、1890番2	政令第13条の2第1号
備 考		
1 所在地は、告示日までに確認できた地番を記載する。		
2 埋立地の区分の欄中「政令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいう。		
3 指定区域ごとの帳簿及び図面は、香川県環境森林部廃棄物対策課において、一般の縦覧に供する。		